

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

健康推進課

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

長寿社会課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

【公告】

○ 肥料の登録

農産課

○ 肥料の登録の有効期間の更新

〃

○ 肥料の登録の失効

〃

○ 肥料の登録の変更

〃

○ 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催

都市計画課

○ 一般競争入札の実施

警察本部会計課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

平成二十六年七月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
こころの医療クリニック新見	医療機関の名称	こころの医療クリニック新見	こころの医療新見	平成二十六年七月十日

平成26年7月15日 岡山県公報 第11601号

◎岡山県告示第三百七十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年七月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

安達救命堂薬局

2 所在地

岡山県和気郡和気町尺所一―七

二 事業者の氏名及び住所

1 氏名

安達 豊恵

2 住所

岡山県和気郡和気町衣笠九四七―七

三 廃止年月日

平成二十六年五月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三四二三〇〇一七九

五 サービスの種類

居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

笠岡薬局

2 所在地

岡山県笠岡市笠岡五八九一―一一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成26年7月15日 岡山県公報 第11601号

- 1 名称
角田医療器株式会社
- 2 所在地
岡山県笠岡市笠岡五八九一―一

三 廃止年月日

平成二十六年六月二十九日

四 介護保険事業所番号

三三四〇五一〇〇五〇

五 サービスの種類

居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

星成育（ケア）サービスセンター

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町東三成二〇三九―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社星成

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町東三成二〇三九―二

三 廃止年月日

平成二十六年六月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七二八〇〇二四七

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

平成26年7月15日 岡山県公報 第11601号

◎岡山県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 田熊高野停車場線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
津山市近長字カハヤタ一三四番二地先から	津山市近長字カハヤタ一三四番二地先から	旧	二・四	一七・六
津山市近長字カハヤタ一三四番七地先まで	津山市近長字カハヤタ一三四番七地先から	新	七・五 八・〇	一七・六

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上釈誕生寺停車場線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

久米郡久米南町南庄字家後二二二〇番一 地先から 久米郡久米南町北庄字大井二九八〇番三 地先まで	久米郡久米南町南庄字家後二二二〇番一 地先から 久米郡久米南町北庄字大井二九八〇番三 地先まで	
旧	新	別
二・五 一六・四	六・〇 二五・〇	(メートル)
三六一・〇	三六一・〇	(メートル)

平成26年7月15日 岡山県公報 第11601号

◎岡山県告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
田熊高野停車場線	上叵誕生寺停車場線			津山市近長字カハヤタ一三四番二地先から津山市近長字カハヤタ一三四番七地先まで	平成二十六年七月十五日
				久米郡久米南町南庄字家後二二二〇番一地先から久米郡久米南町北庄字大井二九八〇番三地先まで	

〔三三九〕肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
 平成二十六年七月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	岡山県 第一二二九号
肥料の種類	消石灰
肥料の名称	苦土消石灰
保証成分量(%)	アルカリ分 六五・〇 く溶性苦土 五・〇
その他の規格	該当なし
生産業者の氏名又は名称及び住所	醒井工業株式会社 滋賀県米原市大鹿二二四番地
登録年月日	平成二十六年六月十一日

平成26年7月15日 岡山県公報 第11601号

〔三四〇〕肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。
 平成二十六年七月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新年月日
岡山県 第八一三号	消石灰	70・0消石灰	アルカリ分 七〇・〇	該当なし	日ノ丸鉱業株式会社 大阪府大阪市北区梅田一丁目一番四一 九〇〇号	平成二十六年四月十六日
岡山県 第九八五号	副産石灰肥料	50副産石灰	アルカリ分 五〇・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	キューピータマゴ株式会社 東京都調布市仙川町二丁目五番地	平成二十六年五月二十三日
岡山県 第一〇八七号	副産植物質肥料	副産植物質肥料1号	窒素全量 四・〇	該当なし	エムシー・フアーティコム株式会社 東京都千代田区麴町一丁目一〇番地	平成二十六年六月十一日
岡山県 第一〇八八号	硫酸苦土肥料	16・8硫酸苦土肥料	水溶性苦土 一六・八	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	エムシー・フアーティコム株式会社 東京都千代田区麴町一丁目一〇番地	平成二十六年六月十一日

平成26年7月15日 岡山県公報 第11601号

岡山県 第八四七号	岡山県 第一〇二二 号	岡山県 第八八九号	岡山県 第一〇八九 号
消石灰	なたね油かす及び その粉末	副産石灰肥料	副産植物質肥料
70・0消石灰	発酵なたね粕	卵殻粉	副産植物質肥料2号
アルカリ分 七〇・〇	窒素全量 四・五 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇	アルカリ分 五〇・〇	窒素全量 三・五
該当なし	該当なし	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	該当なし
株式会社カルファイン 岡山県高梁市松原通二二一一番地三	有限会社アグミック初岡 岡山県真庭市富尾七五五番地	有限会社アグミック初岡 岡山県真庭市富尾七五五番地	エムシー・フアーティコム株式会社 東京都千代田区麴町一丁目一〇番地
平成二十六年六月三十日	平成二十六年六月十八日	平成二十六年六月十八日	平成二十六年六月十一日

平成26年7月15日 岡山県公報 第11601号

〔三四二〕肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は失効した。
 平成二十六年七月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効年月日
岡山県 第八八五号	魚かす粉末	76魚かす粉末	窒素全量 七・〇 りん酸全量 六・〇	該当なし	ゴトウ物産株式会社 岡山県倉敷市玉島乙島八二五六番地六九	平成二十六年四月三十日
岡山県 第八八六号	魚かす粉末	86魚かす粉末	窒素全量 八・〇 りん酸全量 六・〇	該当なし	ゴトウ物産株式会社 岡山県倉敷市玉島乙島八二五六番地六九	平成二十六年四月三十日
岡山県 第九九一号	魚かす粉末	純正魚粉	窒素全量 七・〇 りん酸全量 一〇・〇	該当なし	ゴトウ物産株式会社 岡山県倉敷市玉島乙島八二五六番地六九	平成二十六年四月三十日
岡山県 第一〇二八号	魚かす粉末	10-5魚かす粉末	窒素全量 一〇・〇 りん酸全量 五・〇	該当なし	ゴトウ物産株式会社 岡山県倉敷市玉島乙島八二五六番地六九	平成二十六年四月三十日
岡山県 第一〇二九号	魚かす粉末	77魚かす粉末	窒素全量 七・〇 りん酸全量 七・〇	該当なし	ゴトウ物産株式会社 岡山県倉敷市玉島乙島八二五六番地六九	平成二十六年四月三十日
岡山県 第一〇七一	魚かす粉末	6-11魚かす粉末	窒素全量 六・〇 りん酸全量 一一・〇	該当なし	ゴトウ物産株式会社 岡山県倉敷市玉島乙島八二五六番地六九	平成二十六年四月三十日

平成26年7月15日 岡山県公報 第11601号

号 第一二二二	岡山県	魚かす粉末	魚かす7・5	窒素全量 七・〇	該当なし	鳴門化学産業株式会社 徳島県板野郡松茂町豊久字豊久開拓五二 四番地	平成二十六年四月三十日
号 第一一一一	岡山県	魚かす粉末	7・5 魚かす粉末	窒素全量 七・〇	該当なし	ゴトウ物産株式会社 岡山県倉敷市玉島乙島八二五六番地六九	平成二十六年四月三十日
号 第一〇八六	岡山県	魚かす粉末	魚骨	窒素全量 五・〇	該当なし	ゴトウ物産株式会社 岡山県倉敷市玉島乙島八二五六番地六九	平成二十六年四月三十日
号 第一〇八五	岡山県	魚かす粉末	7 11魚かす粉末	窒素全量 七・〇	該当なし	ゴトウ物産株式会社 岡山県倉敷市玉島乙島八二五六番地六九	平成二十六年四月三十日
号 第一〇八四	岡山県	魚かす粉末	6 6魚かす粉末	窒素全量 六・〇	該当なし	ゴトウ物産株式会社 岡山県倉敷市玉島乙島八二五六番地六九	平成二十六年四月三十日
号							

平成26年7月15日 岡山県公報 第11601号

(三三二) 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録の変更の届出があった。
 平成二十六年七月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県 第一〇二八号	岡山県 第九九一号	岡山県 第八八六号	岡山県 第八八五号	岡山県 第一一二八号	岡山県 第一〇一四号	登録番号	肥料の種類
魚かす粉末	魚かす粉末	魚かす粉末	魚かす粉末	副産動物質肥料	肉骨粉	肥料の種類	肥料の種類
10-5魚かす粉末	純正魚粉	86魚かす粉末	76魚かす粉末	フェザーミール	チキンミール	肥料の名称	肥料の名称
生産業者の住所	生産業者の住所	生産業者の住所	生産業者の住所	生産業者の名称	生産業者の名称	変更事項	変更事項
岡山県岡山市中区桑野五一七番地三	岡山県岡山市中区桑野五一七番地三	岡山県岡山市中区桑野五一七番地三	岡山県岡山市中区桑野五一七番地三	丸紅畜産株式会社	丸紅畜産株式会社	変更前	変更前
岡山県倉敷市玉島乙島八二五六番地六九	岡山県倉敷市玉島乙島八二五六番地六九	岡山県倉敷市玉島乙島八二五六番地六九	岡山県倉敷市玉島乙島八二五六番地六九	株式会社ウエルファムフーズ	株式会社ウエルファムフーズ	変更後	変更後

平成26年7月15日 岡山県公報 第11601号

号 第一〇八五	岡山県 魚かす粉末	7-11魚かす粉末	生産業者の住所	岡山県岡山市中区桑野五一七番地三	岡山県倉敷市玉島乙島八二五六番地六九
号 第一〇八四	岡山県 魚かす粉末	6-6魚かす粉末	生産業者の住所	岡山県岡山市中区桑野五一七番地三	岡山県倉敷市玉島乙島八二五六番地六九
号 第一〇七九	岡山県 魚かす粉末	7-7魚かす粉末	生産業者の住所	岡山県岡山市中区桑野五一七番地三	岡山県倉敷市玉島乙島八二五六番地六九
号 第一〇七一	岡山県 魚かす粉末	6-11魚かす粉末	生産業者の住所	岡山県岡山市中区桑野五一七番地三	岡山県倉敷市玉島乙島八二五六番地六九
号 第一〇八六	岡山県 魚かす粉末	魚骨	生産業者の住所	岡山県岡山市中区桑野五一七番地三	岡山県倉敷市玉島乙島八二五六番地六九
号 第一一一一	岡山県 魚かす粉末	7-5-7魚かす粉末	生産業者の住所	岡山県岡山市中区桑野五一七番地三	岡山県倉敷市玉島乙島八二五六番地六九

〔三四三〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十六年七月十五日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一日時

平成二十六年八月二十六日午後一時三十分から

二 場所

高梁市落合町近似二八六一番地 岡山県備中県民局高梁地域事務所北棟会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十六年七月二十二日から同年八月四日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は高梁市産業経済部まちづくり課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

高梁都市計画道路三・五・高一高梁駅中学校線の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係図書を平成二十六年七月二十二日から同年八月四日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び高梁市産業経済部まちづくり課において縦覧に供する。）

五 公聴会の開催の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、県公報に掲載するとともに、一に掲げる日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六一七四九三）

別紙様式

意見書

平成26年7月15日付けの岡山県公報で公告された高梁都市計画道路の変更に
関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

職 業

意見の要旨及び理由 (別紙)

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

〔三四四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十六年七月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量
ネットワーク端末 837台
ネットワークプリンタ 207台
- (2) 借入物件の特質等
入札説明書及びネットワーク端末等借入仕様書による。
- (3) 借入期間
平成27年3月1日から平成32年2月29日まで
- (4) 借入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格者

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成26年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成26年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるもの。

岡山県公報 第11601号 平成26年7月15日

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づくと入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づくと再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づくと更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (6) 納入する機器について、入札説明書に示すところにより、岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けた者であること。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）
電話（086）226-7538
 - 4 入札書の提出場所等
（1）入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県警察本部警務部会計課契約担当
電話（086）234-0110 内線2242
 - (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
ア 交付期間
平成26年7月15日から同年8月28日まで（岡山県の休日を含め定める条例（平成元

年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

(3) 入札書の受領期限

平成26年9月16日 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

平成26年9月18日 午前10時30分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室(岡山県庁地下1階)

5 納入機器に関する事前審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示すところにより、納入する機器について岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けること。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成26年9月9日午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。また、入札参加希望者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of products to be leased:

Personal Computer 837 sets

Printer 207 sets

(2) Lease period:

From 1 March, 2015 through 29 February, 2020

(3) Delivery place:

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender:

4:00 P.M. 16 September, 2014

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242